

日本税理士会連合会 森 金次郎 殿



税理士法改正に関する要望書

平成12年5月
全国青年税理士会
会長 福田 富
東京都渋谷区千駄ヶ谷

電話 03-3354-4162

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また日ごろより当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。
さて、平成12年3月28日に自由民主党・税理士制度改革推進議員連盟より、「税理士法改正に関する項目区分について」（以下「改正項目区分」という）が公表されました。この意見表明により、昭和55年の改正以来20年ぶりとなる税理士法の大改正が、最終局面に向かって動き出したものと考えております。しかしながら、この「改正項目区分」は改正項目の羅列にすぎず、その具体的内容が何ら示されておりません。機関決定に至る以前においても、順次その具体的内容は会員に知らしむべきであると考えます。

当連盟は、税理士制度が今回の法改正により「真に国民のための税理士制度」に一歩でも近づき、国民・納税者のより一層の信頼を得られますよう以下の項目を改めまして要望いたします。

1. 会員に対する迅速な情報開示を求めます

「改正項目区分」が発表され、税理士法改正がその実現に向けて加速度を増している現在、貴会は今後の機関決定に至るまでの審議内容・状況をどのような方法で全国の税理士会々員に周知徹底されるおつもりでしょうか。会員にとっては実に20年ぶりの税理士法の大改正です。ましてや平成7年6月の「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」（以下「タタキ台」という）や平成8年12月のいわゆる「審議状況」の公表後、当初は予想すらできなかった「規制改革」等の急激な環境変化を織り込んだ法改正となるはずですが、改正項目の一つ一つの行方を会員は注視しております。各項目ごとの審議状況を、あらゆる手段・方法で会員に対し迅速に情報開示されますことが、法改正の前提となる会員の意思統一に不可欠なものと考えます。より一層の情報開示を強く求めます。

2. 資格取得制度は税理士制度の根幹と考えます

貴会は「タタキ台」において「試験は、税理士の使命を達成し、納税者の信頼に応えるために必要な資質についての検証を行う制度であり、例外的措置である試験免除制度を幅広く設けることは、その資格の社会的評価を低めることになりこそすれ、決して高めることにはならない。」と断じておられます。

また、行政改革推進本部・規制改革委員会も平成11年12月の「規制改革に

についての第2次見解」において以下のとおり指摘しております。

- 資格制度において、関係行政事務における実務経験を評価することに一定の合理性がないとは言えないが、資格制度に対する信頼性、試験受験者との均衡及び公平性・透明性を確保する観点から、関係各省庁は、以下のとおり、任命基準又は試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査し、明文化する事を検討すべきである。
- 税理士については、学識経験、学位取得、他資格取得及び行政実務経験による試験免除が認められている結果、税理士に占める税理士試験合格者の割合は、約40パーセントとなっているが、これらの免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性に立ち精査し検討する。

これを受けた「規制緩和推進3ヶ年計画（再改定）」では「税理士については、試験免除の要件と免除科目との関係について合理性・公平性の観点に立ち精査し検討する。→12年度検討。→検討結果に基づきできるだけ速やかに所要の措置。→大蔵省。」との指摘を受けました。これに対して大蔵省は、平成12年4月21日「業務独占資格等に係る見直し状況の中間公表について」を発表し「視点⑦については、日本税理士会連合会との税理士制度の在り方についての意見交換等を踏まえて検討を進めているところである。」との見解を示しています。

当連盟は従前より、税理士法第8条の試験科目の免除規定は全廃すべきであると主張しております。しかし「規制改革」による改善の方向性も通過点として必要であるとの考えから、当面は「学位による免除者」も「税務官公署勤務経験による免除者」も「会計学科目」と「税法科目」のどちらか一方の科目は受験すべきであると提案しております。当連盟のこの提案は、「試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査」し「免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性に立ち精査する」ならば必然的に到達しうる結論であると認識しております。

ここに昨年9月16日に貴会に提出済みの『「規制改革に関する論点公開」に対する意見書』の一部を再度主張させていただきます。

○税理士となる資質の検証は試験によることを原則とすべきであり、必要以上に広範な試験免除規定は、試験受験者との均衡、公平性・透明性の確保の観点から縮小されるべきである。

○特に、試験において必修とされている科目まで免除する次のような規定は、行政実務経験の内容と免除される科目との関係が曖昧であり、不合理である。

- ① 国税に関する事務経験23年・地方税に関する事務経験28年の者は指定研修を修了することにより全科目が免除となる点（必修科目である簿記論・財務諸表論も免除されている）
- ② 国税事務経験者の内、所得税又は法人税の賦課・立案に関する事務を経験していない者に対しても国税科目全部を免除している点（必修科目である所得税法・法人税法も免除される）
- ③ 地方税の事務経験をもち、国税科目全部を免除している点

○上記①の者には、指定研修を修了することにより事実上無試験によって税理士資格が付与されることになるが、法改正が行われるまでの間は、少なくとも指定研修の内容及び修了試験の内容・合否判定基準等を公開すべきである。

○学位による免除についても、履修した科目と免除される試験科目との関係が曖昧であり、不合理な規定となっている。

○学位による免除は、二種類の学位（例えば、法学及び商学）を取得した場合、全科目が免除されることとなっているが、試験合格者との均衡を著しく欠いているので、このようなダブル適用を認めるべきでない。

3. 誰のための「税理士法改正」か

今回の税理士法改正の目的は、決して業界のための改正ではなく、あくまで国民のための税理士制度の構築が目的であるべきであると考えます。またそれは青年税理士連盟の長年の理念でもありません。21世紀を目前にした今日は、日本の再生をかけ、国民全体でわが国の再構築をはかろうとしている状況です。こうしたなかで従来「業界エゴ」といわれるような法改正は、国民の信頼を失うだけでなく、税理士制度そのものの存在意義も疑われることになりかねません。国民のための制度改革という視点をしっかりと見据えて今後の審議に取り組んでいただくここに要望いたします。

当連盟では、今後とも税理士制度に関する研究・研鑽に努め、税理士法改正の動向を注視しつつ活動いたします所存であります。

以上